

令和7年度経営後継者塾運営事業業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和7年度経営後継者塾運営事業（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、委託業務を別紙「令和7年度経営後継者塾運営事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び企画提案応募書（以下「応募書」という。）のとおりに乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、委託業務の実施にあたっては、仕様書及び応募書に基づいて行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、契約日から令和8年3月13日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、円（消費税及び地方消費税額込み）を限度額とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(書類の備え付け)

第8条 乙は、委託業務に係る費用を明らかにするため、支払い状況等の関係書類及び帳票を備え付け、これを委託事業が終了した翌年度から5年間保管しなければならない。

(委託料の経理)

第9条 乙は、委託業務に係る経理について会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託料の使途を明らかにしておかなければならないものとする。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(変更)

第13条 乙は、次のいずれかの変更を行おうとするときは、事前に第1号様式により協議するものとする。

- (1) 実施内容の主たる部分に係る変更
- (2) その他協議が必要と認められる変更事項

(委託業務実績報告書等の提出)

第14条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書(第2号様式)を委託業務が終了した日から10日以内に甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から書類の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託業務が契約の内容に適合するか検査を行なうものとする。

(委託料の支払い)

第15条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認

めたときは、委託業務の実施に要した額と第4条に規定する契約金額とのいずれか低い額を確定額とし、委託料確定通知書（第3号様式）により乙に対して通知するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による甲の確定通知書を得た後、甲に対して委託料の支払いを第4号様式により請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲が、その責に帰すべき事由により、前項の支払い期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（延滞違約金）

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

（甲による契約の解除）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不当な行為があると認められるとき。
- (3) 第19条の規定によらないで、この契約の解除の申し出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認めるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記
アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した
者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100
分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求
めることができない。

(危険負担)

第18条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含
む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由によ
り生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第19条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能
となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約
の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、こ
れにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を
承認するものとする。

(財産の取得)

第20条 委託事業を実施する場合に必要となる機器等については、所有権の移転のない
リース又はレンタルにより対応するものとし、財産として取得しないものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約についての訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁
判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、
山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定
めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更のあったときも同様とする。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：_____。本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

(2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

(6) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。

(7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(8) 乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際BCCで送信すべきメールアドレスについてTOやCCで送信することを防止する機能（BCC強制変換機能等）を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を

達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報
を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外
の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者（乙の子会社を
含む。）に委託してはならない。

- 2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守
させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。
- 3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができる
ものとする。
- 4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面に
より再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければな
らない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事
者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(報告及び検査等)

- 第10条 乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。
- 2 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、
実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。
 - 3 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うことが
できるものとする。

(指示)

- 第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適當であると認めるときは、乙に対
して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

- 第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件等」
という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生
に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、
遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生

状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

- 第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。

個人情報保護に係る責任体制報告書

年 月 日

山梨県知事 殿 （所属名： ）
（出先機関にあつてはかい長）

住 所
受託者 商号又は名称
氏 名 印

委託業務に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のとおり報告します。

個人情報保護責任者	（所属・役職）	（氏名）
	（連絡先）	
作業従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

- （注）1 作業従事者とは、受託業務に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい
個人情報保護責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場における受託業務に係
る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又は個人
情報保護責任者として報告された者以外の者は、受託業務に係る個人情報の取扱い
が制限されます。
- 2 作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中から個人情報保護責任者を選任
することができます。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制
の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

第1号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

団体名

代表者・氏名

印

令和7年度経営後継者塾運営事業業務委託内容変更協議書

このことについて、令和7年度経営後継者塾運営事業業務委託契約書第13条に基づき次のとおり変更をしたいので協議します。

1 変更の内容（具体的に記入してください。）

2 変更の理由（具体的に記入してください。）

3 内容変更に伴う経費の変更

総 額	円
変更内訳	

第2号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

団体名

代表者・氏名

印

委託業務実績報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けたこのことについて、業務が完了したので、令和7年度経営後継者塾運営事業業務委託契約書第14条に基づき次のとおり報告します。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 委託料 | 金_____円 |
| 2 委託業務実施期間 | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 |
| 3 委託業務実績報告書 | 別紙1のとおり |
| 4 委託業務収支精算書 | 別紙2のとおり |

委託業務実績報告書

【実施概要】

【実施結果】

【その他】

※上記実績等の参考資料があったら添付のこと。（様式任意）

第2号様式の別紙2

委託業務収支精算書

(收入)

(単位：円)

科 目	金 額	積算内訳
計		

(支出)

(単位：円)

科 目	金 額	積算内訳
計		

第 号

令和 年 月 日

殿

山梨県知事 長崎 幸太郎 印

委託料確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった委託業務実績報告書の内容を検査したところ、適当と認められました。

ついては、令和7年度経営後継者塾運営事業業務委託契約書第15条第1項に基づき、次のとおり委託料の額を確定したので通知します。

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 委託業務名 | 令和7年度経営後継者塾運営事業 |
| 2 検査年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 検査員職氏名 | |
| 4 委託料確定額 | 金 円 |

第 4 号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

団体名

代表者・氏名

印

令和 7 年度経営後継者塾運営事業業務委託料請求書

このことについて、令和 7 年度経営後継者塾運営事業業務委託契約書第 15 条第 2 項に基づき次のとおり関係書類を添付して請求します。

1 令和 7 年度経営後継者塾運営事業業務委託料請求額

金 _____ 円

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	(ふりがな)